

規制の政策評価の実施に関するガイドライン

平成 19 年 8 月 24 日
 政策評価各府省連絡会議了承
 平成 29 年 7 月 28 日
 一 部 改 正
 令 和 6 年 3 月 15 日
 一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価及び事後評価を効果的かつ効率的に実施し、もって政策の意思決定や国民への説明に資するよう、規制の事前評価書及び事後評価書の標準的な作成手順等を示したものである。

本ガイドラインについては、各府省における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のために、国民の権利を制限し、又は国民に義務を課すものである。このため、規制の新設又は改廃の検討に際しては、国民への権利の制限や義務の賦課が必要以上に行われていないかに留意しながら、公正・客観的なデータや情報に基づいて政策評価を行う必要がある。また、その際には、利害関係者との調整などをを行いながら、規制の新設又は改廃に対する社会的なコンセンサスの醸成を図っていくことが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

規制の事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 6 号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策に対して実施する。また、規制の事後評価は、基本方針 I 5 カ（イ）に基づき、規制の事前評価の実施が義務付けられた政策に対して実施する。以下に評価の対象とはならない具体例を掲げるが、これ以外の規定についても、作用の内容の性質に応じて判断する。

なお、規制の政策評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針 I 4 カ及び I 5 カ（イ）に基づき、積極的かつ自主的に規制の政策評価を行うよう努める。

① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定

- ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
- ・ 特別の法律により設立される法人、国により行政上の事務を行うこととされる法人等、法令上國との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみに適用される規定。具体的には独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人又は指定法人（法令上

指定又はこれに類する行政行為が予定されていないが、当該法人のみが行う公的業務が定められている法人を含む。) 及びこれに類するもののみに適用される規定（指定法人については、指定に関する規定に限る。）

- ・ 憲法や行政法（通説や判例において確立された解釈を含む。）において一般国民とは異なる取扱いが予定されている者に対し、当該者のみに適用される規定。具体的には公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生や生徒、矯正・留置施設に収容・留置されている者、保護観察に付されている者などのみに適用される規定
 - ・ 外国人又は外国法人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定（犯罪の構成要件に当たる行為が行政機関による勧告や処分の対象とされているなど、行政機関が一定の行政目的を実現するために企画及び立案したものという性格を強く有している場合における当該部分を除く。）。なお、罰則のうち刑罰の内容を定める部分のみでは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す作用には該当しない（行政処分を定める規定のうち処分の内容を定める部分についても同様である。）。
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ・ 民法、商行為法等に定める対等な私人間の関係を規律するための規定。なお、消費者や投資家の保護等のため契約又は取引の当事者の一方のみに義務を課している場合は対等ではない。
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ・ 違反に対する措置の定めのない努力義務規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定
- ・ 行政サービス提供の対価としての手数料、負担金等の徴収に関する規定
 - ・ 行政機関が契約の当事者の一方である場合に契約の適正な履行を確保するための規定

2 評価の単位

（1）上位法令と下位法令にわたる単位（縦の単位）

上位法令と下位法令の条項の規定が一体となって規制の内容を構成しているものについては、適切な評価の単位を設定して事前評価を行う。上位法令と下位法令について同時期に一括して評価を実施した場合に、法令レベルごとに評価書を作成するのか、又は一括して評価書を作成するのかは各府省の判断による。

なお、上位法令と下位法令について一括して評価を実施した時点から、下位法令の内容に実質的に変更が生じるなど、評価を行う必要が生じた場合においては、下位法令の改正時点で、改めて当該下位法令について評価を実施する。

（2）複数条項にわたる単位（横の単位）

関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位で評価を行う。

（参考）

評価の単位の例

- ① 関連する複数の条項を一括して評価の単位とするもの
(許認可等規制の主要な部分を規定した条項と、これに付随する許認可の取消、変更、是正命令、遵守基準を規定する条項)
- ② 個別の条項を評価の単位とするもの
(個別の作為又は不作為（禁止）を命ずる条項、行政機関の命令権限を単独で規定

する条項)

3 事前評価の内容

(1) 規制の必要性・有効性・妥当性

ア 規制の必要性・有効性

規制の新設又は改廃が必要となっている現状及び課題を具体的・論理的に説明する。例えば、関連する現在の制度や政策体系はどのようにになっているのか、社会経済情勢等の変化を受けてどのような課題が発生している又は発生するおそれがあるのか、課題の発生原因は何か、直ちに課題を解消・予防しなければならない社会的ニーズはあるのかなどに留意して説明する。その上で、どのような内容の規制の新設又は改廃が必要で、それが課題の解消・予防のためにどのように有効に作用するのか政策効果の発現経路を明確にしながら説明する。

イ 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

国民への権利の制限や義務の賦課を最小限にする観点から、例えば規制の新設・拡充の場合であれば、導入しようとする規制手段のほか、より緩やかな規制手段（例：適用対象の縮小、適用内容の緩和、適用期間の短縮など）又は非規制手段も含めて比較検証した上で、導入しようとする規制手段の妥当性を明らかにする。

比較検証の際には、より緩やかな規制手段又は非規制手段であっても必要となる課題の解消・予防の程度を確保できると見込まれる場合は、下記(2)に準じて効果と負担の把握を行う。

(2) 効果と負担の把握

客観的な政策評価を行うためには、規制の新設又は改廃に伴う効果と負担は可能な限り定量化（金銭価値化する場合も含む。以下同じ。）して示すことが望ましい。例えば規制の新設・拡充の事前評価に際しては、どの程度の課題の解消・予防のためにどの程度の負担を負うことになるのかが論点となるところ、これらについて規制対象者をはじめとした利害関係者が比較考量できるよう公正・客観的なデータや情報に基づいて定量化しておくことが重要である。

効果と負担の推計は、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）」と「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う。ベースラインは、規制の新設又は改廃を行う直前の状況又はこれを行わなかった場合に想定される数年後の状況のいずれかとする。効果と負担の定量化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。

政策評価時点において、定量化のために必要な事項が当該規制の根拠となる法律（評価時点では法律案）において下位法令に委任されていることなどにより、定量化が困難な場合、その後の下位法令の検討の中で定量化が可能となった時点（行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）まで）において、その内容を明らかにすることが望ましい。

政策評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載する。

なお、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握し、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載する。

ア 効果の把握

規制の政策評価においては、効果とは、課題の解消・予防自体であり、規制の新設又は改廃の有効性を説明する観点から、可能な限り定量的に推計する。定量化に当たっては、推計値の概算やその範囲を示す最小値・最大値などを記載することでも差し支えない。

事前評価の段階で効果の定量化ができない場合には、その理由と事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化していくかの工程を事前評価書に記載する。

イ 負担の把握

負担は、①規制対象者の負担（遵守費用）、②規制実施者の負担（行政費用）、③規制緩和・廃止により顕在化する負担、④その他の負担に分類される。特に①から③の負担については、可能な限り定量的に推計する。定量化に当たっては、推計値の概算やその範囲を示す最小値・最大値などを記載することでも差し支えない。

事前評価の段階で負担の定量化ができない場合には、その理由と事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化していくかの工程を事前評価書に記載する。

④の負担についても、社会的なコンセンサスの醸成を図っていく上で重要であることから、想定される内容を幅広に把握し、必要に応じて定量的に推計する。

なお、初期に必要となる負担、継続的に必要となる負担、将来の一定の時期に必要となる負担など様々な負担の発生時期が想定される場合、必要に応じてそれらの内容及び発生時期を示す。

① 遵守費用

規制を受ける国民が規制を遵守するために負担する費用で、設備投資、物品購入、手数料、申請等の行政手続、検査・監督への対応などが含まれる。

② 行政費用

行政機関が規制を実施するために負担する費用で、システム構築、申請等への対応、検査・監督の実施などが含まれる。

③ 規制緩和・廃止により顕在化する負担

これまで規制により解消・予防されていた課題が規制緩和・廃止によって顕在化する負担で、例えば、CO₂対策設備の設置義務緩和に伴うCO₂排出量の増加などがある。

④ その他の負担

規制の新設又は改廃に伴い間接的に発生する負担で、例えば、CO₂対策設備の設置義務化に伴う新規参入事業者数の減少などがある。

(3) 利害関係者からの意見聴取

審議会等その他の会合での利害関係者からの意見聴取の実施状況や主な意見内容などを記載するとともに、関連する議事録をインターネット上で公表している場合にはその掲載先URLを記載する。

(4) 事後評価の実施時期

新設又は改廃した規制がその後の社会経済情勢等に照らしても継続されるべきか否かの検討を行う事後評価に関し、その検討の開始時期を記載する。法令に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期を、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後を事後評価の実施時期とする。

4 事後評価の内容

(1) 事後評価結果の概要

事後評価では、新設又は改廃された規制を引き続き継続すべきか否かを検討する。その際には、①事前評価書に対する指摘事項への対応状況、②事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標の差異分析、③事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえた上で、今後の対応を判断する。

事後評価書では、その概要として、今後の対応のほか、効果と負担の概況を記載する。

(2) 事前評価時の予測との比較

事前評価の段階では、推計値をもって規制の新設又は改廃の是非を判断することとなるが、最終的には事後評価の段階において、実績値で再度検証することなどを経て、当該規制を継続すべきか否かを判断することとなる。このため、実績値の把握が可能となった事後評価の段階で、事前評価時の判断に影響を及ぼすような差異が生じていないかを確認しておく必要がある。推計値と実績値に差異が生じたとしてもそのこと自体は何ら問題ではなく、むしろその差異の原因を適切に検証することが重要である。

事後評価書では、効果と負担に関する指標について、事前評価時の推計値と事後評価時の実績値を記載した上で、差異が生じている場合にはその理由を記載する。また、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化に関する取組の結果を記載する。その他の負担については、今後の対応の判断に影響するものは、その内容を記載するとともに、必要に応じて可能な範囲で定量化する。

なお、事前評価時の判断に影響を及ぼすような差異を把握するに当たっては、データ等で必ずしも明らかにならない差異を見落とすことのないよう、当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。また、事前評価の段階では意図していなかった差異が把握された場合は、その旨を明記することが望ましい。

(3) 考察

事前評価書に対する指摘事項への対応内容や事前評価時の推計値と事後評価時の実績値が大きく異なった指標への対応内容などを記載した上で、今後の対応の内容について記載する。

事前評価書に対する指摘事項への対応内容については、①国会審議での指摘、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口に寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘などに対する対応状況を記載する。

5 簡素化した評価書の利用

規制の政策評価は、規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応じてメリハリをつけて行う。このため、規制の新設又は改廃の判断に際して行政に裁量の余地がないなど政策評価を実施することの重要性の低い以下に掲げる要件に該当する規制については、簡素化した評価書を利用できるものとする。

なお、簡素化した評価書の記載手順や記載方法などについては、別添1「評価書様式と記載要領」を参照する。

① 規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの

※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制

- の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
- ② 規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの
 - ③ 国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの
 - ④ 他の法令で具体的な規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの
 - ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの
 - ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
 - ⑤ 科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの
 - ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。
※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。
 - ⑥ 規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの
 - ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの
 - ⑦ 何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの
 - ・ 事前評価に時間を割けない合理的な理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

III その他留意すべき事項

1 国民の意見表明・意見提出の機会の確保

(1) 利害関係者からの意見聴取

規制の新設又は改廃の検討に際しては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）別紙3の3(3)の趣旨を踏まえ、審議会等その他の会合において利害関係者から意見聴取するものとする。

(2) 事前評価書の公表と国民からの意見・要望の受付

規制の新設又は改廃が、法律案又はパブリックコメント制度が適用されない政令案による場合は閣議決定の日までに、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合はパブリックコメント時に、事前評価書を公表する。なお、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合は、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）においてパブリックコメントに付される政令案の「関連資料」とする。

各府省は、基本方針I 9(2)に基づいて整備した窓口において、事前評価書に対する国民からの意見・要望を受け付ける。

2 政策評価の計画的な実施

規制の新設又は改廃の検討に際しては、各府省の官房の政策評価担当及び法令審査担当並びに法令所管部局などが連携して、政策評価を要する案件を早期かつ確実に把握するとともに、別添2「事前評価と事後評価に係る作業フロー概況」及び別添3「規制のライフサイクルの各段階における事前評価の活用」を参照しながら、政策評価を計画的に実施し、事前評価の段階的着手に努める。

3 要旨の作成・公表

政策評価ガイドライン2(4)②の趣旨を踏まえ、別添1「評価書様式と記載要領」に基づいて作成された規制の政策評価に係る評価書は、要旨を兼ねるものとする。ただし、必要に応じて、別途、要旨を作成して公表することを妨げない。

4 総務省との協同作業など

各府省は、効果と負担の定量化について具体的な計算方法や算出程度に不安等がある場合には、総務省に相談することができる。総務省は、必要に応じて有識者の支援も受けながら、各府省と協同して定量化の方法や程度を検討する。

また、総務省は、毎年、各府省に対して事前評価及び事後評価の作業の進め方や留意点などについて説明する機会を設ける。

5 本ガイドラインの改正前に実施された事前評価に係る事後評価

本ガイドラインの改正前に事前評価書を作成した場合には、改正前のガイドラインに基づいて事後評価書を作成することができる。

別添1：評価書様式と記載要領

別添2：事前評価と事後評価に係る作業フロー概況

別添3：規制のライフサイクルの各段階における事前評価の活用

別添4：規制手段と非規制手段の種類

別添5：原単位データ等資料

別添6：各種定量化の状況

別添7：よくある質問